

山形県社会福祉事業団行動計画

すべての職員が、仕事と子育てを両立し、家庭生活を充実させながら、その能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる雇用環境の整備を図るため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日までの3年間

2 内容

【育児をしていない職員も含めた取り組みに関する事項】

目標1 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のための休暇（以下「夏季休暇」という。）のより一層の取得促進をめざす。

<対 策>

- 計画的に取得できるよう、取得開始可能期間の始めに周知する等、引き続き夏季休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

目標2 家族と共に過ごす時間を持つため、定時に帰宅できる職場環境を醸成するとともに、ノー残業デーを週1回程度設定し徹底を図る。

<対 策>

- 引き続き、職場全体で意識を高め、確実な実施に努める。

【育児をしている職員を対象とする取り組みに関する事項】

目標3 男性の育児休業の取得促進を図り、計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員：計画期間内に1人以上取得すること。

（契約職職員及び非常勤嘱託職員を含む。）

<対 策>

- 男性職員の育児参加を促進するため、引き続き周知・啓蒙する。
特に、配偶者の出産直後に育児休業を取得する等の取得事例を紹介し、短期間でも取れる男性の育児休業の取得促進に努める。

目標4 育児時間の取得しやすい職場環境の醸成

<対 策>

- 制度の周知を図るとともに、代替職員の配置を行うこと等により、育児時間を取得しやすい職場環境を醸成する。